

事務連絡
令和2年7月6日
中小企業庁

令和3年度における固定資産税・都市計画税の軽減の申告
に関する必要書類について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

中小企業・小規模事業者への支援にあたってはいつもご協力を賜り改めて御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度において、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置が講じられることになりました。

中小企業者等が軽減措置を申告する際の書類に関しては、事前に認定経営革新等支援機関等による確認を行っていただくこととなっております（今回の制度では必ずしも国の認定を必要とせず、多くの専門家、機関等における確認を可能とする予定です）。

つきましては、制度の概要資料及び、確認に必要な書類を公開させていただきますので、ご確認いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。なお、申告する中小企業者等が厳しい経営環境であること等も踏まえ、確認書発行に際しての手数料については、柔軟にご対応頂くようお願いいたします。
必要書類等

- ・適用手続きについて（スキーム図）
- ・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書様式例
※（認定経営革新等支援機関等の確認欄がございます。）

※実際に中小企業者等にご提出いただく申告書様式は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式である必要があります。本様式はあくまで例示であり、提出先と様式が異なる場合がありますので、提出先にご確認ください。

ご参考

『新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います。』（中小企業庁ホームページ）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

本件のお問い合わせ先

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口

電話：0570-077322

受付時間：9：30～17：00（平日のみ）